

九州作物学会会則

(令和4年10月19日 制定)

第1条 この会は九州作物学会と称し、事務局を会長の所属機関におく。

第2条 この会は主として九州・沖縄に在住する一般社団法人日本作物学会員ならびに作物学同好者をもって組織し、正会員、学生会員および団体会員をもって構成する。

第3条 この会は作物学に関する研究を進め、併せて学会員の親睦を図ることを目的とする。

第4条 この会は第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 総会，研究発表，講演，討論，見学等。
2. 会報の刊行。
3. 「九州作物学会賞」の授与。

第5条 この会には次の役員をおく。

会長……正会員の互選によって選出され、会務を総理しこの会を代表する。

評議員（若干名）……正会員の互選により県ごとに選出された評議員と会長委嘱による評議員からなり、会務を審議する。

幹事（若干名）……会長の委嘱によって任命され、会の実務を担当する。

会計監査委員（2名）……役員会で委嘱し、この会の会計を監査する。

本会の役員は九州・沖縄在住者とし、その任期は総会の月から3年後の総会までの3年とするが再任は妨げない。ただし会長は連続2選はできない。なお会長、評議員の選挙は別に定める選挙内規に従って実施することにする。

第6条 毎年1回総会を開き、会務の報告ならびに重要事項の協議を行うものとする。なお必要な場合には、臨時総会を開くこともできる。

第7条 会費として正会員は年額 2,000 円，学生会員は年額 1,000 円，団体会員は年額 4,000 円を納入する。但し、60 歳以上で一括 30,000 円以上の会費を納入した者は終身会員とすることができる。見学などの場合には参加者が実費を負担する。

第8条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第9条 本学会は令和5年度4月1日に発足する。